

第 57 号 議 案
平成28年 2月19日 提 出

浜松市区及び区協議会の設置等に関する条例の一部改正について

浜松市区及び区協議会の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

浜松市長 鈴 木 康 友

浜松市区及び区協議会の設置等に関する条例の一部を改正する条例

浜松市区及び区協議会の設置等に関する条例（平成18年浜松市条例第78号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、区の設置並びに区の事務所の名称、<u>位置及び所管区域</u>に関し必要な事項を定めるとともに、地域住民の意見を行政運営に反映させ、地域における市民協働を推進し、もって住民自治の推進を図るため設置する区協議会に関し必要な事項を定める。</p> <p>(区の事務所)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>(区協議会の設置)</p> <p>第4条 地方自治法第252条の20第6項の規定に基づく区地域協議会として、区ごとに区協議会を置く。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、区の設置並びに区の事務所の名称、<u>位置、所管区域及び分掌する事務</u>に関し必要な事項を定めるとともに、地域住民の意見を行政運営に反映させ、地域における市民協働を推進し、もって住民自治の推進を図るため設置する区協議会に関し必要な事項を定める。</p> <p>(区の事務所)</p> <p>第3条 (略)</p> <p><u>(区役所の分掌事務)</u></p> <p>第3条の2 <u>区役所が分掌する事務は、次のとおりとする。</u></p> <p>(1) <u>まちづくりに関する事項</u></p> <p>(2) <u>社会福祉、社会保障及び保健衛生に関する事項</u></p> <p>(3) <u>子どもに関する事項</u></p> <p>(4) <u>前3号に掲げるもののほか、区民に身近な行政サービスに関する事項</u></p> <p>(区協議会の設置)</p> <p>第4条 地方自治法第252条の20第7項の規定に基づく区地域協議会として、区ごとに区協議会を置く。</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

浜松市区及び区協議会の設置等に関する条例の一部改正について

(提案理由)

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）の一部改正に伴い、法第 252 条の 20 第 2 項の規定に基づき、区役所が分掌する事務を条例で定めるほか、所要の整備を行うため、条例の一部を改正するものです。

(改正内容)

- 1 区役所が分掌する事務として「まちづくりに関する事項」、「社会福祉、社会保障及び保健衛生に関する事項」、「子どもに関する事項」、「前 3 号に掲げるもののほか、区民に身近な行政サービスに関する事項」を追加するものです。
- 2 引用条項について修正を行うものです。

(施行期日)

この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行するものです。